

社団法人日本福祉車両未来研究会

【ニュース】 2017_11_17

通所介護の機能訓練 外部のリハ職との連携も可能に

機能訓練に取り組みやすい環境を作り、サービスの質の向上や利用者の重度化防止に努めていく狙いがある。

厚生労働省は11月8日の審議会で、外部のリハビリテーション専門職（以降、リハ職）と連携したデイサービスの事業所が取得できる新たな加算を創設する方針を示した。これから要件の細部を詰め、来年度（2018年度）の介護報酬改定を機に導入する計画だ。

通所介護には既に、同様の役割を持った「個別機能訓練加算」がある。ただし、実際に算定しているところは多くない。厚生労働省の2015年度の調査結果によると、「加算（I）」で全体の23.4%、「加算（II）」で35.5%にとどまっている。いずれも規模の小さな事業所ほどパーセンテージが低い。リハ職などの「機能訓練指導員」を専従で配置する決まりだが、これが難しいという回答が目立っていた。

◆ リハ職がデイを訪問

今回の措置はこうした状況を踏まえた対策だ。新設されるのは「生活機能向上連携加算」。訪問介護には既に同じ名前のインセンティブがある。

厚生労働省はこの日（11月8日）の会合で要件の概要を説明した。

- ・地域の訪問・通所リハビリや医療機関に勤めるPT、OT、ST、医師に事業所へ来てもらい、共同で利用者のアセスメントを行ったうえで「個別機能訓練計画」を作成する
- ・彼らと連携して計画の進捗状況を定期的にチェックし、必要に応じて内容を見直していく

などを実践すれば評価するという。リハ職らがアセスメントを実施する際は利用者と対面しなければいけない。訪問介護ではビデオ通話などICTの活用も認めるとしたが、通所介護では1カ所で済むため事業所への訪問を必須とする考えだ。

◆ 「利用者本位が大前提」

委員による問題提起は主に2つ。

一つは機能訓練の質をいかに担保するかだ。「リハ職を派遣する側だって余裕はない。本当に連携がうまくいくのか？」「計画を作って加算を取るだけに終わってしまわないか心配」。そんな声があがった。

もう一つは、デイサービスの福祉的な側面が軽視されるのではないか、という懸念だ。「機能訓練の無理強いが生じないか？」「レスパイトだってデイサービスの重要な

機能」「利用者本位が大前提」。複数の委員がそうくぎを刺した。厚労省はこうした指摘を勘案し、具体的なルールをめぐる検討を深めていくとしている。

////////////////////////////////////

〒460 - 0006

愛知県名古屋市中区葵 1 丁目 27 番 3 号

染木第 2 ビル 4 階 403 号室

社団法人日本福祉車両未来研究会

電話 052 - 937 - 2941

FAX 052 - 937 - 2940

Mail info@294mirai.com

<事務局 吉川 剛>

////////////////////////////////////

会員企業名

〒239-0842 横須賀市長沢6丁目30番4号

有限会社ヤマヨ久保田商会

電話 046(849)3210

FAX 046(849)7147